

総務、産業、建設常任委員会記録

招 集 年 月 日	平成28年10月18日（火）
招 集 の 場 所	議員控室
開 会	午後1時30分
出 席 者	委員長 我妻 薫 副委員長 山岸 三男 委員 千葉 一男 委員 藤田 洋一 委員 櫻井 功紀 委員 鈴木 宏通 委員 前原 吉宏 議長 吉田 真悦
欠 席 者	
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局次長 佐藤俊幸 下水道課課長補佐 花山 智明 主査 田村 太市
協 議 事 項	・ 請願第1号、公共下水道事業の変更を求める請願 （下水道課からの意見聴取）
そ の 他	
閉 会	午後3時19分

2号様式 協議の経過

我妻委員長	大変御苦勞さまでございます。 副委員長も到着しましたので、ただいまから総務産業建設常任委員会を開催してまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。 総務産業建設常任委員会、委員7名全員出席でありますので委員会は成立しております。 本日は、公共下水道事業の変更を求める請願の審査でございます。 それでは今日は、この請願の審査、2日目になるわけでございますけれども、2日目については前回、請願内容について紹介議員の説明を受けて請願内容について理解を深め合ったところでございますが、請願の中にも入っていますように、美里町長にも請願を提出していると。そういうことが議会に対する請願の中にも記されております。その町長に対する請願内容、それに対する町としての対応等についても、一定、理解しておく必要があるのではないかと。議会に対する請願との関連性から言っても、そこ、理解を深めたいということで、今日は担当課の下水道課のほうから説明に来ていただいております。 そういうことで先ほど言ったように、議会に対する請願と密接な関係もございます町長宛の請願内容について、執行部側から一定程度の説明、あるいはそれに対する町当局としての対応等について、考え方、その辺について担当課のほうから説明いただければというふうに思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり） それでは、どこまで説明いただけるかですが、今申しましたように、議会に対する請願と密接な関係もあることから町長に対する請願等に関して、説明できる範囲で結構でございますが、一応担当課のほうから、最初、説明いただければと思いますがよろしくお願いします。 担当課は課長が今日、業務で来られないので、補佐と主査で。 じゃ、補佐のほうから説明いただければよろしいですか。
花山補佐	本日はどうもお疲れさまでございます。 今の請願の関係なんですけれども、町のほうにも7月22日付で請願出されておりますが、こちらの内容につきましては、美里町の個人情報保護条例に抵触する恐れがあるということで、内容については、こちらで説明することは控えさせていただきたいなと思っております。 それでは、本日、資料をお配りしておりますけれども、町のほうとして昨年、下水道基本構想を見直しているときに皆様にもいろいろ説明はさせていただいているのですが、これに基づいて今回、請願が出ている新田行政区の下水道の処理についての考え方と、あと浄化槽の事業を行った場合の考え方等を私と田村主査のほうから説明させていただければなと思っております。
我妻委員長	今、補佐から説明があったんですが、請願の内容、そのものに対しての説明はできないと。（「はい」の声あり） ただ、その当該地区に係る下水道事業の内容等については説明いた

	けるということでしょうか。
花山補佐	はい。
我妻委員長	よろしいですか。今、補佐からそういう個人保護条例との関係で請願の内容そのものについては触れられないということのようでございますが。 （「はい結構です」の声あり） ただ、その地域に係る町の事業内容については説明をもらえると。 よろしいですか。（「はい」の声あり） まず、そこを確認していただいて。 藤田委員。
藤田委員	この間、紹介者の説明を聞いたのですが、その時点で町のあれも同じこと、全く同じだからと、こういう話だったんです。本人もね。そういう説明の中で話がありましたけれども。 保護条例の関係でその中身については説明できないということであれば、これはしょうがないと思いますけれども。 そんなに変わったことが何かあるのかなと、私自身がね、感じたわけですが、そうであれば、それはそれでいい。
我妻委員長	そういう意味では請願に係る、何人からどういう内容で請願もらったとか、そこには踏み込めないけれども、我々も聞きたいのはその地域の下水道事業に対する町の考え方。その辺については説明いただけると。 そこでまず、理解を深めていくということでしょうかね。 （「はい」の声あり） じゃ、そういうことで、補佐、お願いします。
花山補佐	先ほどお配りした資料に基づいて、説明をさせていただければと思います。 一番、最初のページになるんですけれども、下水道基本構想における処理区域の設定についてというところを見ていただきたいのですが。 町では昨年度、下水道整備の基本方針である美里町下水道基本構想の見直しを行いました。その内容については昨年度、説明させていただいておりますが、基本的には公共下水道などの集合処理と単独処理、合併浄化槽、それぞれの建設費及び維持管理費の合計額を基に、耐用年数に応じた1年当たりの費用を算出して経済比較をして、処理区の設定等を行っております。 今回、新田行政区なんですけれども、処理区の設定としましては、家屋間限界距離というものを算定しまして、いわゆる距離が離れた所は集合処理で不利になるものですから、家屋間限界距離から一つの集合体を作っていくのですが、そのときに、隣の起谷行政区と隣接しておりますので、基本構想上は、新田行政区と起谷行政区を一つの処理区として算出した結果、集合処理で整備する方法で検討しております。 その内容としまして、下の箱に書いてあるところなんですけれども、まず集合処理、これは公共下水道の整備した場合の費用を求めていますけれども、建設費が管渠のほうが6,040メートル。この延長は家屋が張り付

	いている道路の距離を測っていきまして、これが約 6,040 メートル。積み上げて算出しております。 それに整備にかかる費用、1 メートル当たり 7 万 6 千円。こちらは過去 10 年間の実績値から用いております。7 万 6 千円を掛けております。これで管渠の整備費が 4 億 5,904 万円となっております。 マンホールポンプが比較的距離が長い集合処理区になるので、2 基設置する予定にしております。こちらの単価は、マンホールポンプの場合どうしても、その箇所、箇所によってポンプの能力が変わってきますので、これは国で示されているマニュアルのほうの単価を用いまして、1 基 920 万円ということで、2 基で 1,840 万円としております。 処理場の建設費用なんですけれども、こちらのほうも当町ですと流域下水道ということもありまして、適当な実績値がないものですから、国のマニュアルで示されている費用関数で算出して 1 億 9,757 万 1 千円としております。 建設費のほうが合計 6 億 7,501 万 1 千円となっております。 こちらの金額をそれぞれの耐用年数で割ることになります。管渠のほうは 72 年、マンホールポンプのほうは 25 年、処理場のほうは 33 年。こちらのほうの耐用年数が国のマニュアルに示されている年数を用いております。その結果、1 年当たりの建設費は 1,309 万 9 千円となっております。 次に維持管理費ですが、こちらのほうは管渠 6,040 メートルに 126 円。こちらのほうは、町の維持管理費の積み上げから 10 年間の平均値を出しております。メーター当たり 126 円と。1 年間で 76 万 1 千円となります。 マンホールポンプのほうの維持管理なんですけれども、こちらのほうもどうしてもポンプだと箇所ごとに能力に違いますのでマニュアルの単価を用いまして、1 基当たり 22 万円です。2 基で 44 万円。 処理場のほうの維持管理費もマニュアルのほうの関数で出しております。1 年間に 550 万 5 千円。 合計が 670 万 6 千円となっております。 維持管理費と建設費の合計が 1,980 万 5 千円。公共下水道集合処理の場合は 1,980 万 5 千円という 1 年当たりの金額になります。 次に単独処理ですけれども、この処理区を全て合併浄化槽で整備した場合の建設費と維持管理費を出しております。 まず浄化槽、292 世帯ということになりますけれども、292 基に 99 万 1 千円。こちらのほうはマニュアルで示されている建設費を 5 人槽と 7 人槽ありますので加重平均した金額になっています。合計 2 億 8,937 万 2 千円が建設費になります。 こちらは 32 年、こちらのほうの年数も国のマニュアルの年数ですけれども、割りまして 1 年当たり 904 万 3 千円になります。 維持管理費のほうですが 292 基を 7 万 4 千円、こちら県のマニュアルに示されている金額を加重平均しております。掛けまして 2,160 万 8 千円になります。
--	---

	合計で年当たりの費用が3,065万1千円になります。 これを比較しますと、集合処理が約2千万、単独処理で約3千万ということです。集合処理のほうが経済的に有利ということで、町としましては、今後は新田行政区及び起谷行政区に関しては、公共下水道で整備をするべきだというふうに判定しております。 次のページになりますけれども、公共下水道事業及び市町村型浄化槽事業の制度概要について、こちらのほうは田村のほうから説明申し上げます。
田村主査	それでは、私のほうから公共下水道事業と市町村型浄化槽事業の制度概要、主に財政的な視点での制度概要について御説明をさせていただければと思います。 資料としましては、ホチキス止めの資料1のほうをごらんいただければと思います。こちらは下水道経営ハンドブックという参考図書のコピーになっております。 まず、前段といたしましてテキストの7ページ、表1の1下水道の種類ということで、下水道の体系図が載っております。 今回議論になっております公共下水道と市町村型浄化槽事業につきましては、まず公共下水道については一番右上の公共下水道（狭義）のところに位置しております。 市町村型浄化槽事業につきましては、広義の下水道の次の公営企業として実施されているものの次の、下水道法上の下水道以外のものの中に農業集落排水から7種類ございますが、その下二つ、特定地域生活排水処理施設と個別排水処理施設、こちらの2種類がいわゆる市町村型浄化槽事業と呼ばれるものとなっております。 後段で御説明させていただくのですが、特定地域生活排水処理施設につきましては環境省の補助事業に乗った事業になります。個別排水処理施設は補助事業なしの市町村単独の事業になります。 それではテキストをめくっていただきまして、テキストのページ番号で10ページをお願いいたします。 (3)、財源構成につきましては、公共下水道の建設事業を行う際の国の財政支援の図でございます。 まず補助事業の真ん中の管渠などにつきまして、補助対象の部分を見ていただきたいと思います。 総事業費の50%が国庫の補助金で賄われることになります。その下の5%のところを受益者負担金ということで、総事業費の5%を受益者負担金で賄うようにというように制度設計されてございます。残りの部分につきましては、下水道事業債、地方債が充当されることになります。斜線部分につきましては、後年度で交付税措置がなされる部分でございます。 10ページ、一番下のコメ印をご覧くださいと思うんですが、斜線部分の交付税措置。補助区域内人口密度に応じて44%から16%、単位費用分5%。合計で最大49%の交付税算定が受けられることになっております。

美里町につきましては人口密度の関係で42%の交付税算定となっております。ですので、50%の国庫補助金、地方債が残りの45%を発行したとして、その42%が交付税算定となりますので、総事業費の割合で申しますと合計で69%が国の財政支援を受けられるというような計算になります。残りの31%が町と利用者の負担というような形になります。

単独事業につきましては、受益者負担金5%を除いた95%の部分に地方債が充てられることになりまして、その地方債の42%、総事業費の割合に申しますと国が40%の財政負担額ということになります。

このような形で比較的、手厚い国の財政支援というような制度となっております。

次にテキストのページ番号で34ページ、35ページをお願いいたします。

特定地域生活排水処理施設、環境省の補助事業の市町村型浄化槽事業でございます。

右側(3)の財源構成をご覧くださいと思います。

補助対象部分につきましては、補助率が3分の1、受益者負担金の割合が事業費の10%というように制度設計されてございます。

斜線部分の交付税算定の部分につきましては、合計で49%、こちらについては固定値でございます。人口密度で変動はございません。ですので、国庫補助金の3分の1と地方債の交付税算定の部分を合わせますと、国庫の財政支援が合わせて約61%になります。

単独事業につきましては、国の地方債の交付税算入の割合と単独事業総事業費の割合で申しますと44%の国庫の支援がございました。

次に補助事業の概要という部分ですけれども、テキストの38ページをお願いいたします。

特徴的な部分だけ御説明させていただきますと、38ページの④の(ア)、補助対象の範囲になるんですけれども、浄化槽の本体とその本体の設置に必要な工事費ということで浄化槽につながる管渠やますについては補助の対象外というような整理になってございます。浄化槽そのものと浄化槽そのものの工事費用だけが補助対象ということになってございます。

次に⑤の事業要件のエをご覧くださいと思います。

当該事業年度内に20戸以上の住宅について浄化槽を整備する事業であること。3年以上継続した場合は累積50戸以上というような縛りがございまして、1年に20戸整備できなければ補助事業は受けられないというような制度になってございます。

実際の補助事業の基準額について御説明いたします。

テキストの41ページに表が4つ続いているところでございます。

41ページには表が3つございます。こちらが浄化槽の人槽区分ごとの補助基準額になってございます。一番上が通常のタイプの浄化槽、真中が窒素又は磷を除去する能力を有する高度処理型。一番下が窒素及び磷を除去する能力を要する高度処理型ということで、浄化槽の性能に応じて補助基準額が変動するというようなことでございます。

	42 ページにはBODの除去能力の高度処理型の浄化槽の設定額が示されてございます。 次に市町村単独で実施する場合の個別排水処理施設の構成的な部分について御説明をさせていただきます。テキストの 44 ページをお開きいただければと思います。 左側の平成 26 年度の部分をご覧くださいと思います。右側のほうに参考で昔の財政制度が載っているんですけども、現在は左側の制度体系になってございます。 10%の受益者分担金を除きまして、ほかは全て地方債で建設費用が賄われるわけなんですけれども、その地方債については2種類ございまして、交付税算定が 100%の臨時措置分という地方債が充当率 30%となつてございます。この部分は環境省の補助事業に相当する部分ということで財政措置がなされているものだと推測いたします。 残りの通常の下水道事業債については、数値計上はないんですけども、49%の算入率でございます。通常分の算入率については環境省補助事業のほうと同じになってございます。 合わせて総事業費の交付税算定につきましては、事業費の割合で言いますと 59%の財政措置となつてございます。 次の右側の 7 番の事業要件のほうをご覧くださいと思います。 ①アとイ、両方共通する部分なんですけれども、当該事業年度外に 20 戸未満の部分について整備する事業だよというような解説になってございます。20 戸以上については環境省の補助、それ以下であれば市町村単独というような事業のすみ分けになっているものでございます。 先ほど来、財源構成の部分で国の財政措置の割合について御説明をさせていただいておりますが、補助事業の部分を含めて判断いたしますと、公共下水道事業が一番国の財政支援が厚いのかなと考えられます。 補助財政的な部分を主に御説明をさせていただきました。 2 番につきましては以上ようになります。 引き続き、県内他団体の市町村型浄化槽事業の状況についてということで、A 3 の資料のほうをご覧くださいと思います。
我妻委員長	前にもらったのと同じだね。
田村主査	はい。
我妻委員長	わかりました、はい。
田村主査	こちらが宮城県内の市町村型浄化槽事業を実施している 11 市町村の状況を平成 26 年度の決算統計から抽出した資料になってございます。 まず、ご覧いただきたいのが一番上の表の下 2 段。工事負担金、分担金でございます。一番下のところが分担金、戸当たり単価ということで、ほとんどの市町村が 1 戸当たりということで受益者分担金を賦課徴収してございます。 その一つ上、「㎡当たり単価」ということで、色麻町さんだけが平米単価で受益者負担金、分担金を徴収してございます。条例のほうを確認させて

	いただいたところ、上限を 500 m³ということで上限額を設定しているよう でございます。女川町さんだけがちょっと例外でございまして、受益者負 担金、分担金を徴収していないというような状況です。 次にその一つ上の使用料の設定状況でございます。 これは、その一つ上の料金体系にもございますけれども、1月当たり一 般家庭用が 20 立米使用された際の料金の設定でございます。 料金体系の中で仙台市などが定額制という部分がございますが、人槽ご とに単価を変動する設定を採用しているようでして、こちらの決算統計の 使用料につきましては一番ランクの低い定額金額を記載してございます。 従量制、累進性の団体につきましては 20 立米の金額というような格好で ございます。 このような形で栗原市さんが一番、約 4 千円ということで高めの設定に なっております。これには背景がございまして、その上の中段くらいに ございます料金収入「く」、汚水処理費（維持管理費）「け」の関係を各市 町村の部分を見ていただければわかるかと思うんですけれども、栗原市さ ん以外は料金収入で維持管理費を賄ってございませぬ。恐らく赤字相当部 分については繰出金で穴埋めしている状態ではないかと思われます。栗原 市さんだけが維持管理費を上回る料金収入を取れているというような状況 でございます。栗原市さんの場合が 20 立米で約 4 千円。 一番右のほうに美里町の公共下水道を参考までに計上させていただいて おりますが、本町の場合は 20 立米で 3,670 円ということで、栗原市さんの 市町村型浄化槽より安い金額になってございます。 一応、このような形で、ほとんどの市町村さんについては料金収入で維 持管理費が賄っていないというような状況がわかりになると思います。 これらを踏まえて最初の資料をご覧くださいと思います。 4 番目の公共下水道事業及び市町村型浄化槽事業の利用者負担の比較と いうことで、美里町が浄化槽事業を実施しようと仮定した場合の設定につ いての現段階での考え方をまとめて、公共下水道事業と比較できる表を整 理いたしました。 まず、使用料につきましては公共下水道事業については現在、維持管理 費の全てと資本費、元利償還金の約 10%を賄うよう設定しております。 料金体系につきましては 10 立米を基本料金といたしまして、それ以上を 従量制、累進制により算定してございます。20 立米の使用で 3,670 円で ございます。 参考までに平成 27 年度の一般家庭用の 1 契約当たりの平均額につつま しては、1 契約平均が 3,051 円でございます。1 契約当たりの平均使用 水量が 15.5 立米でございます。 美里町が浄化槽事業を仮に実施しようとした場合の考え方ですけれども、 料金設定につきましては少なくとも維持管理費の全てを賄うような設定に しなければならないのかなというふうに考えてございます。 料金体系につきましては定額制、従量制さまざまございますけれども、
--	---

	実際にその部分については、実施しようとする際に検討のテーブルに上げたいなと考えております。 また浄化槽事業に特有でございますが、浄化槽の稼働で当然、電気料金が発生いたします。こちらは他の団体を確認いたしますと、そのほとんどが利用者に御負担いただいているというような状況でございますので、この電気料金につきましても、美里町でも利用者負担かなというふうに考えます。 受益者負担金についてです。 公共下水道事業については平米当たり 300 円。農地利用の際は徴収猶予の制度がございます。実施しようとした際の受益者負担金の考え方につきましては、一つの考えの検討材料といたしまして、国の制度設計上、建設事業費の 10%が受益者負担金となつてございますので、その 10%、もしくは農集排分金 20 万、これを一つの検討材料として実施しようとした際に検討することになると思われまふ。 排水設備の設置についてでございます。 公共下水道につきましては、お客様の敷地内 1 メートル程度のところに町で公共ますを設置させていただいております。それ以外の配管、排水設備については利用者の方の負担で設置していただいているというような状況でございます。 浄化槽事業につきましては大崎市、登米市、栗原市の状態を確認させていただいたところ、浄化槽と浄化槽の前後の配管、各々 1 メートルについて、それと送風機、ブロワについては町で設置しております。その浄化槽までの配管、浄化槽から水路などの放流先までの配管については利用者が設置するということで整備されてございます。 それらも踏まえて美里町でどのようにすべきか、実施しようとする際に検討する必要があるのかなと思ひます。 簡単ではございますが、制度的な部分、市町村の他団体の状況などについて御説明させていただきました。
我妻委員長	じゃ、今、ひととおり、お手元に配付いただいた資料に基づいて下水道事業、特に公共下水道と合併浄化槽と比較しながら説明いただいたかと思ひます。 今、説明いただいたことでお聞きしたいことがありましたら。 私のほうからちょっと確認ですが、今の浄化槽の関係で言えば、よく引き合いに出される近隣のは、特定地域生活排水処理施設と個別排水処理施設、この 2 つの浄化槽のことを言われているということだと思いますよね。
田村主査	はい。
我妻委員長	うちのほうで下水の計画区域以外で補助している浄化槽と区分しなければならぬということですよ。
田村主査	一般会計から補助事業で実施されている浄化槽事業につきましては、こちらの資料 1 ページの表 1 の 1 をご覧いただきたいのですが。
我妻委員長	一番下の。

田村主査	一番下の浄化槽。
我妻委員長	一番下の浄化槽ですね。
田村主査	はい。こちらが、お客様が設置するものに対する補助事業となつてございます。
我妻委員長	この請願に絡んで言われている浄化槽というのは、今、説明を受けた上の2つの事業に係る浄化槽ということでよろしいんですね、判断はね。 そうすると、一つ確認したいのは、環境省所管のやつはそれぞれ国の助成、補助金と地方債の交付税算入を含めて、いずれこれは1年で20戸以上設置するという条件ありますよね。そのほかの外れるところ、個別排水がそれ未満のところだと。どっちも公共下水とか農集排の処理区域外。その中に含まれているところは入ってないんですよ。 そうすると、関連で聞きますと、最初に言われた1枚目、町の起谷から新田、これを1処理区として計画されていることで、当然、この処理区に入るところについては、今言われた2つの国から補助をもらえる事業に該当しないということでしょうか。
花山補佐	該当しないということでもいいんですけども、一部、起谷行政区とか限界距離の関係で。いわゆるぼつんと離れている、そういうところは公共下水の区域から外れている家が、数としては非常に少ないですけども。
我妻委員長	外れているところは該当するけれど、この処理区に入っているところはその2つの事業に該当しないですねということ。
花山補佐	しないです。
我妻委員長	しないですよ。
花山補佐	はい。
我妻委員長	仮にその限界、外れているところ以外で、処理区域の中で20戸集まったからといって、この事業に該当するということはないですよ。
花山補佐	そうですね。そうするとそこ下水道区域から外さないといけないことになる。
我妻委員長	そうすると請願で出されている内容は、その公共下水の処理区域から外して、20戸以上の、この事業を適用しろというふうに受け止めていいのかな。そういうふうに言わんと。請願内容はそういう意味なんですかね。
花山補佐	浄化槽事業でやるということは、そういうことになると思います。
我妻委員長	あともうひとつ。 その関連で言うと、町でやっている新田、起谷の処理区の、これももちろん補助を受けて申請して該当して認可されている事業ですから、当然、そこはもう一回、事業変更で国との関係、やり直さなくてはならないということですね。そこに仮に合併浄化槽を入れようとするれば。
花山補佐	そうですね。 新田行政区に関しては、まだ事業ができる区域ではないです。今、ちょうど鎌田醤油屋さん付近までなので。 ただ、今回、新田、起谷を一つにした場合は、当然、今、起谷も事業で

	きるエリアになっていますので、もし浄化槽でやるよということになれば、今おっしゃったとおり、いわゆる下水の計画から抜くということになるので、県のほうと調整しながら区域から外していくというような手続きを取らないと浄化槽事業はできないことになる。
我妻委員長	これ、前回の紹介議員の説明の中で確認されたのですが、議会に出された請願は、あくまでも新田行政区内のものだというふうに説明されました。 そうすると、今、町が進めている計画の進行状況から言ったら、新田だけ抜いたらもう1回、調整が必要になってくるんですか。
花山補佐	そうです。 全体の計画の中に当然、入れていますので調整が必要になります。
我妻委員長	一つ確認ね。 あと、今もう既に起谷の入り口までは管渠の工事が始まっています。仮に先のほうの新田を外すとなれば、効率的に、さっき言った投資効果はかなり減るように思われるのですが、その辺はどういうふうに。
花山補佐	当然、上流の将来、下水で整備する範囲を見越して管渠であったりポンプであったり設計をしておりますので、特に今、工事をしているところですとポンプを入れるようにはなるんですけども、そういった容量関係も変更を生ずる可能性はあると思いますので、今から面積を減らすということは、そういう影響が出てくるのかなとは思いますが。
我妻委員長	さっき説明の中で維持管理費は料金で賄うように下水道の料金設定はされていると。すると将来見越している料金収入にも、大きく左右されるということになりますよね。つなぐ人が、そっちがなくなっちゃう。新田地区全部がなくなれば。
田村主査	そうですね。 ポンプの規模で当然、電気料金も変更になりますので影響はあるとは思いますが。なおさら管渠を構築しますので、その分の減価償却費も収益的収支のほうで費用を出さなきゃいけませんので、その分にも当然、影響があると思います。
我妻委員長	今の関連で言うと、新田地区の仮に全地域を外すとなれば、もう1回、もう工事が始まっていますから、管渠の太さとかそういったものも、もう1回戻すということ、設計変更なんかというのも不可能かと思うんですが。
花山補佐	実際の工事を発注し実施しているところもありますので、それも今から小さくするとはなりませんので。これからやる分に関しては小さくなるかどうか、検討してですけども。 ただ、実際にやったところに関しては、もう戻すことはできませんので、その分、ちょっと過剰に投資してしまったということになる可能性があるかと。
我妻委員長	起谷の先になりますからね。 先に対しても、計画上の利用も想定して計算されているので、先のほうがなくなってしまうえば当然、こっちまでの計画も大きな変更をせざるを得なくなると。あるいは見通しも狂ってくると。

	あとはもうひとつ。さっき言った 20 戸以上。 仮に新田地域が全部この下水道処理計画から外れて合併処理のほうに、20 戸だとこれかな、特定地域のほうに入りますかね。 仮に 20 戸以上と言っても、その中で反対する人なんかいたら、そういう場合、対象になるんですか。地域的に。公共下水から外さなくちゃいけない。外さなくちゃいけないけれども、その中で 20 戸まとまらない、あるいはまとまったとしても、それから外れる人の場合はどういうふうな対応になると考えられますか。
田村主査	今のお話ですと、20 戸の以外の方が汲み取り便所のままでいいという判断をされた場合の。
我妻委員長	汲み取りなのか、それはわからないけれども、本当は公共下水をつないでほしいという人はいるかもしれない。 ということは、結局、飛び飛びで 20 戸以上あればやれるという代物ではないじゃないかと。行政区全体が公共下水の計画から外されてしまえば、具体的に起谷から先に行かないわけでしょう、管渠、下水道の管は。ところがそっちのほうは、もう下水道が外れてしまうから、みんな合併処理でやらざるを得なくなるんですよ。 （「はい」の声あり） それぐらい、その地域の合意形成が図られなければできないんじゃないかなと思うんで。
花山補佐	ま、そうですね。 もし外してやるのであれば、合意形成がないと浄化槽補助事業というのを実施していくのは難しいと。
我妻委員長	公共下水道をつないでほしい人だけに持っていくというわけにはいかないですよ。 私だけ聞いてもあれですから。ほかの方。 千葉委員。
千葉委員	一応、ここに出ている数字というのは、単純に集合処理と単独処理、出費とか経費じゃないけれども、これをやるのに必要な基準に対してこれだけの違いがありますと。これでいいの、単純に。 （「はい」の声） それでいいんですよ。 すると今度は個人の負担ということになりますね。負担の分になると、いろいろ補助制度が環境省の関係もいろいろありますけれども、基本的にはその制度を活用してこの事業を進めていった場合には、単純に個人の負担、逆に増えるわけでしょうか。 町の住民としての負担としては、どのくらいの算定ですか。ここのところ一応、比率見て単純にね。
花山補佐	個人の負担と言いますと当然、水洗便所に改装するお金だったりとか、配管のお金だったりとか、あと大きく負担金ということだと思うんですけども、そちらはこのマニュアルでの費用の比較、個人の負担について比

	較検討はしていないです。 ただ、一部、田村のほうから話があった中で、まず公共下水道の場合、公共ますというものを境界から概ね1メートル以内のところに入れさせてもらおうと。そこから上流に関しては、当然そちらの受益者の方が工事をすると。 浄化槽の場合は浄化槽自体は設置を町でします。ただ、そこまで当然、流してもらう配管、浄化槽から最寄りの水路に放流する管、それは個人の方が設置する工事になります。 ただ、公共ますは本管が入っている道路からしか付けられませんので、必ずしも配管距離がイコールに、いわゆる公共下水道の場合と浄化槽の場合とイコールになるかどうかというのは、その家の条件によって変わってきますので何とも言えないところはあるんですけども。 単純な比較で言えば、お互いに配管距離自体はそれほど大きく、まず変わらないんじゃないかと推測されるのと、あと負担金に関してこちらのほうは、うちのほうで浄化槽事業というのは実際にやっていないもんですから、負担金が幾らというのは決まっていなくて、先ほどの説明、推測というか、もし浄化槽事業をやった場合というときに、実際、今やっている11市町村で女川町以外が負担金をいただいている。 そういった中で、美里でやった場合に負担金をもらわないということには多分ならないだろうと。当然、一定の負担金は発生するであろうと。 その金額については、実際にやるときは検討しなきゃいけないんですけども、今考えている中としては、一つ農業集落排水事業の1戸当たり20万円という金額がありますので、概ねそういうのが一つの基準、ベンチマークになって検討するようになるのかなと。 そういったときに、公共下水道ですと宅地、面積に係ってくるというものもありますので、単純にこれも比べられないとは思いますが、当然、1戸当たりの単価にすれば屋敷の広い人はちょっと安くあがるかもしれないですけど、狭い人は逆に高くなる人もいらっしゃると思いますので、これも一概にこう比べられない部分もあって、そういう意味では両方、負担金が発生するというのであれば、どちらかが著しく高くなったりとか、その不公平性が出るとは、うちのほうとしては考えていないので、大きな差はないのかなというふうに考えております。
千葉委員	今のようなお金の比較はそのとおりだと思う。 単純に、ここに出てきた出費の中に補助金を使ってこういう事業が出てきますね。建設ね。そうすると現実には補助金を活用して、現実には我々の町として負担をしなくちゃいけないお金になると、どのくらい差がありますかということ。（「町の負担」の声あり） そう。これだけでも3対2ですね、現実には。概略ですよ。3対2ですね。それに補助金をこれに計算のまま反映させた場合には、3対2じゃなくて、もっと違いが出るだろうというふうな感じがあるわけ。 どうでしょうか。

田村主査	それでは、1年当たり費用につきましては、先ほど御説明しました国の財政支援を加味した数字についてですが、うちの場合、全て補助事業でやったと仮定した場合の数字なんですけれども、公共下水道の建設費の1,309万9千円。こちらが全部補助事業で実施された場合、町と利用者の負担が406万円。端数はちょっと切り捨てさせていただいております。 維持管理費については国の財政支援は一切ございません。 合計で約1,076万6千円。
千葉委員	そうすると3対1になるね。
田村主査	浄化槽事業につきましては、全てが環境省の補助事業で実施された場合、建設費の約900万が352万6千円。こちらも端数を切り捨てさせていただいています。 同じく維持管理費について財政措置はございませんので、合計が2,513万4千円というような割合になると思ってございます。 ですので、この分を町としては受益者負担金、使用料で賄わせていただいて、一部不足する部分を繰出基準に基づいて一般会計から繰出金を頂戴するというような格好になるかなと思います。
千葉委員	そうすると、今の国の制度を含めて、さっき言ったマニュアルという言葉がありました。その中で作り上げた金額では、これ見ると半分以下ですね、現実。そういうふうな見方してもよろしいですね。
花山補佐	はい。
田村主査	一番大きいのが維持管理費の負担であるかと思います。
千葉委員	次ですけど、もうひとつ。 一応、お金の問題については大体、半分以下だなと。大ざっぱに言うと、概略のあれですけど感じました。 今度は、環境政策として町はこういう方針でやったと。これは全部こういうふうなことでいろんな積み上げの中で、その対象地域を決めてきましたというふうに思います。政策。それを一部町民、利用者の意見を大事にしないで、ちゃんならないけれども、その政策を、まず変更ですね。これをやるかやらないか。大きく変更しなくちゃならない部分、受け入れるというためには、どういう手続き。必ずやるのには変更しなくちゃならないですから。変更手続きをしなきゃ。 そういうためには役場としては、どういう手続きの上でそれを進め、どういう結果のときに住民の意思を受け入れていきますか。 というのは、例えばこれ51対49で、49のほうが賛成で51が反対でしたと。ま、例えばですよ。多数決で51が多数ですけども。けども49の人がその部分で反対、やってもらいたいと。その先には、もしかして逆にこの仕組みをほしいという人が一杯いるかもしれない。 そういうのは、一方で実態を想定しながら、どういう状況のときにこの政策を変更できるのでしょうかね。 請願というレベルで、議会がそれを判断するというレベルの取り扱いなのではないか、ということなのです。結論は。

我妻委員長	もっと簡単に聞いてもらいたい。
千葉委員	要するに大きな政策変更をするのには、たまたま請願が出てきたからというだけで我々が議会として取り上げて… 検証することはいいと思うんですよ。オリンピックじゃないですけど。いいと思うんですけども、どういうふうに、ということが単純には。影響力が大き過ぎるから。（「請願のね」の声あり）そう。
我妻委員長	ちょっと休憩します。
	休憩 14：35 再開 14：42
我妻委員長	再開します。 はい、前原委員。
前原委員	請願の文面の中から、下水道課のほうで説明しましたということですけども、我々のほうに出していただいた請願の中の「近隣の自治体は、経費の節減と住民負担を軽減するために合併浄化槽を利用、住民の敷地内に設置し、定額の使用料で貸し付けをしています」とあるんですよ。 これ後からも出てくるんですけど、これはどこのこと言っているのかなと思うんです。この表でいうところ、A3の資料で。 今言ったのは、大崎と大郷と色麻なんですよ。
我妻委員長	使用料だね。 定額の使用料の貸し付け…
花山補佐	貸し付けというのは実際ないです。 使用料は水を流した分に対して定額と従量制とありますけども、それは下水道使用料というような形で。 使用料はいただきますけれど、あくまで貸し付けをしているということではないので。
前原委員	「定額の使用料で貸し付けをしている」というのが何を言っているのか私も、この文面からわからないんですね。
我妻委員長	ま、これは紹介議員に聞かなくちゃなかったんですが。 確認ですが、今言ったように施設を貸し付けているというのではないですよ。この補助事業で町が設置していると。
花山補佐	そうです。
我妻委員長	その浄化槽の1メートルまでの管は含めてね。そこには設置するけれども、別に貸し付けるとい位置付けではないでしょうね。
田村主査	設置させていただいて、使用料を徴収して維持管理を町が実施していくというような格好でございます。
我妻委員長	その施設は町の施設ということでもいいんですね。 それを貸し付けされているという表現をしているのかどうか分からないですけど、それはちょっと請願者のほうに聞かなくちゃいけません。

田村主査	追加で補足の説明をさせていただいても構いませんか。
我妻委員長	はい、どうぞ。
田村主査	A 3の資料の2のほうを再度、見ていただきたいんですけども。こちらの資料、表の「あ」と「い」の関係性でございます。 「あ」が行政人口、市町村の住民基本台帳人口になります。そのうち市町村型浄化槽事業で処理している区域の人数が「い」ということで、比率としてはどの市町村も非常に小さいというような状況でございますので、恐らく外れの区域ですとか山間部ですとか、人口密度が著しく低い区域なのではないかというふうに推測されます。
我妻委員長	今、主査の説明であったように、請願で見ると、さも近隣の自治体は全町的にこの合併浄化槽で対応しているかのように表現されていますが、例えば色麻町、7,297のうち個別排水が544、特定地域生活排水が482と。合わせても千ちょい。合わせても7分の1という比率ですよ。 ですから、本町は平坦地が多い。しかもつながっているところが多い。そういう意味で下水道処理、公共下水でやろうという計画。山間地域で管渠なんか延ばすのが難しいとかという意味で浄化槽事業を取り込んでいくというふうに、その地域性もあるということだと思えますよね。 うちのほうに来た請願書を見ると、その地域性を全然、考慮した文書になっていない。 本町でも農集排、公共下水から外れる地域が当然、こういうのも検討されるということ。浄化槽のほうはね。 あと、女川と色麻の負担金、分担金の関係。これ一般財源からの負担とか、うんと関連してくると思うんですが、一般財源からの繰り出し。この辺はやっぱりその自治体の財政状況等々にもあるんだろうというふうに判断できますよね。ここは国とか他からの交付金なんか多いところでございますから、2つとも。 (「ちょっと休憩してもらっていいですか」の声あり) はい、休憩します。
	休憩 14:49 再開 14:53
我妻委員長	再開します。 今のね、特定地域排水処理事業と個別排水、もしかしたら、それと違う一般の、それ以外の浄化槽と混同している、請願者のほうの内容もないとは言えないですけども。 まず少なくとも、ほかの町でやっているというのは、ここに示してもらったように全て特定地域排水処理事業あるいは個別排水処理事業。全て国の補助等、あるいは起債も絡んでいる。国の助成でその61%とか59%とか、さっき説明ありましたけれども。そういう国の助成を受けてやっている事業であると。この近隣も全てその想定で考えるということによろし

	いですね。 あくまでも個人で設置している浄化槽で、これが比較されているのではないということ。ま、請願者は比較、ごっちゃにしているのかもわからないですけども。 いずれ、この仙台から女川まで近隣自治体でやっているのは、こういう事業であるということ。それぞれ環境省にしろ全部、補助をもらう事業ですから、全て枠が決められていますから。それから外れるようなことになれば国の助成も来なくなるし。来ているということは一定の枠の中で事業をしているんですから。 千葉委員。
千葉委員	浄化槽、国の方式、これの2枚目の下の市町村型浄化槽事業の中で、下のほうに「浄化槽から水路等までの配管及びその他の排水設備は利用者が設置する」と書かれていますよね。 この中で浄化槽は自分の家の中だから、水路というところが。各家庭、どこに、水路の確保というのはどういう位置付けなのか。要するに浄化槽の流す水路がね、どういうふうなものなのかというのが一つ。 そこまでつなぐというのはわかります。つなぐのにずっと遠いところもありますから、人の家の土地でやんなくちゃないですよ。 そういうふうな条件に対して、どういうふうなスタンスですか。
花山補佐	放流先ということなんですけれども、実際に放流先のないお宅もある可能性はあると思います。 家が建っている、道路には面していると思うんですけれども、必ずしも道路に側溝が全部付いているというわけではないので、全戸が放流先、いわゆる適当な放流できる水路に面しているか、それは必ずしも確保できるということではないと思うんです。場合によっては、隣の家の中を通らなければ排水できないとか、そういう可能性はあると思います。
千葉委員	それは個人的な問題ですか。
花山補佐	個人的な問題になると。
千葉委員	わかりました。
我妻委員長	ほかにございますか。 鈴木委員。
鈴木委員	もちろん、請願の質問の内容から主に経費の問題が一番、この差が、ま、請願者は浄化槽のほうが、コストがかからず安いということですが、ここに示された表の積算内訳を見る限り、集合処理のほうがコスト的にも安く、現実性があるということが明らかであるわけですけども。 ちょっとこの積算内訳の中から2、3質問したいのですが、まず、最初に過去10年間の工事費用を算出したら7万6千円になりますが、過去10年間、ここで示していますが、震災後の原因とか例えば今後を含めてそういうことを考えながら、ここ5年間の数字の資料というのはありますか。 そして、その次は下のマンホールポンプ、処理場等は全部、国の算出基準によって費用を出していると。

	例えば今まで町として、ここ何年もこういうポンプ等、処理場等の工事をしてきているわけですから、これに対しての算出根拠もできると思うんですけども、この辺。 片方は今までの10年間の町での部分での算出、そして片方は国に頼るところを、ちょっとお聞きしたいと思います。
花山補佐	まず管渠の工事の7万6千円は、ここ10年の実績値からという話をしたんですけども、マニュアル自体、27年度に作っておりますので、26年度までの工事です。平成17から26年度までの10年分の工事費からメーター当たりの単価を平均で出しております。 ですから、直近の5年で出すこともできますし、3年とか出すことができます。 一般的に言いますと、今、議員おっしゃったとおり、震災以降というのは少し単価的に高くなっています。そういう意味では、今後も高くなる可能性は当然、否定できないですけども、その推計というのは非常に難しいと思います。当然、今はその復興需要であつたりとか、オリンピックの需要だったりとか、工事費は上がる傾向にあるのですけれども、ま、下水道事業、これだけのロングスパンですので、それを見越してどのくらい上がるというのは、なかなか難しいものですので、あくまで過去10年分、その10年の根拠は何ですかと言われると、合併後ちょうど10年ということもありましたので、美里になってからの10年分ということで出しております。当然、直近の5年で出すことも可能なのですけれども、そうしますと、おそらくこれよりも少し高くなるかと思うのですが。 次にマンホールポンプと処理場の費用の算出方法なんですけども、マンホールポンプというのは、実は今うちも20カ所以上、実際に動いているのがあります。これが先ほどもお話したのですけれども、1個、1個、容量とか性能が全然違います。やっぱり深いところに入っていると、流れてくる量であつたりとか、そういったものによって1個、1個、設計をして決めております。 なので、正直言ってこの基本構想では、そこまでの例えば深さがどのくらいになるとか、量に関しては一定程度で出すんですけども、細かい、いわゆる詳細設計に該当するような部分までで積算をしていないので、今、うちで付けたマンホールポンプの例えば平均値とかという出し方をしてしまうと、非常に高額になる可能性があります。というのは、下流下に行けば行くほどポンプというは大きくなります。量が多くなりますので。当然、下流から整備していますので、大きいポンプを今まで整備している。それらの平均値で出してしまうと過大になる可能性があるんで、それに関しては国で示している単価を使用したということです。 あと処理場なんですけど、こちらのほうは、うちは流域下水ということで、町として処理場を持っていないという状況にあります。例えば農集排とかの処理施設というのものもあるんですけども、そういったところで、公共下水に関しては実績値がないということもありますし、今回、ここで出

	しているのは、あくまで起谷と新田行政区を一つの集合体としたときの処理場の金額ということなので、これなかなか実績値で出すというのが難しいので、マンホールポンプと同じように国で示されている費用関数から出すということが妥当かなという判断で算出しております。
鈴木委員	もう一回いいですか。
我妻委員長	鈴木委員。
鈴木委員	もちろん専門の方が算出することに対して間違っているとは全く思っていないかもしれませんが、こういう請願が出された場合に、やはりある程度、正確性と根拠をきちんと持って、論議をきちんと据えてこうなんだと。 今の算出方法、もっと精度があってこういう根拠でこういうふうに、これだけの差があるんですよと、いろいろと根拠をきちんとしたものを、ぜひ示してほしいという観点から今、質問したんですけれども。 もしよければ、そういうふうに揃えられれば、そういうもので。ならばそういう数値、武装をいただきたいなというところがあって今、質問したところですので。 そこら辺もいろいろ考えてほしいなと思っております。
千葉委員	1人でしゃべってあれだと思ってその話をしなかったんですけども。 現実こういう計画を立てるために一応、公式、ある一定の基準がないとばらつきがいっぱい出ますね。 そうすると、一般的に工業会はJ I Sかなんか、そういう計算式まで決めているのが多いと思うんですよ。 下水の事業についての計算をするとき、そういう基準みたいなものはないですか。多分、あるんじゃないかなと思って、私は実は聞いてみたんですけどね。
花山補佐	J I Sで決めているのは… 浄化槽の人槽を決めるのには、確か基準があったと思います。結局、延床面積であったり業種であったり、そういったものから人槽を出すということはあったと思います。 ただ、公共下水の関係に関しては、材料とかにJ I S規格はかなり厳しくありますけれども、書面であったり、そういったものに関しては下水道業界で出している設計指針であったりとか、そういったものを主に根拠として算出しております。
千葉委員	それだったらそれでいいんです。 要するに客観的な、ばらつきをおさえるための計算基準。指導書でも何でもいい。例えば所管庁の計算、さっきマニュアルという言葉が出てきた。多分、そういうのがあるのだろーと思いましたが。そういうのを参考にしたと。計画ですから、ばらつき要素というの、変更要素いっぱいありますからね。 ただ、基準はきちんとした、誰でもそういう基準でやっているのかとわかるようにして計画書を作ってもらわないと、説得力がないようになるでしょう。そういうのを明確に、やっぱり押えて説明していただいたほうが。

	例えばマニュアルにありますと。マニュアルは手法として、手続としてあるが、その基準ではないわけですね、マニュアルは。 基準なら基準、こういうものを基準にしてマニュアルを参考にしてやりましたと。こういうようにやっていただきたいなど。
花山補佐	実は国交省と農林水産省と環境省と3つの省で基本構想をつくるときのマニュアル、私、略してマニュアルと言ってしまったんですけども、基本構想をつくる手続書というか、そういったものなんですね。一応、基本的にはこれに基づいて基本構想をやっていくと。 単価に関しては一部、実績値を使ったり、それが適当でないと思われるものに関しては、こちらに載っている標準的な単価を使ったりということですよ。 基本的には3省で作ったこの構想マニュアルを使用して、今回、検討しているということです。
千葉委員	所管庁がちゃんとそういう基準みたいなのを作ってある。それでマニュアルにしていると。
花山補佐	そうです、そういうことです。 今までですと国交省だけとかだったんですけど、今回、公共下水と農集排と浄化槽を所管している国の3省が合同で作ったマニュアルということで、これで検討しなさいということということで、去年も検討したと。
我妻委員長	よろしいですか。 ほかにございませんか。（「ありません」の声あり） それでは、下水道課にお尋ねすることは以上ということによろしいですか。（「はい」の声あり） では、補佐と主査、大変ありがとうございました。 暫時休憩いたします。
	休憩 15：09 再開 15：16
我妻委員長	再開いたします。 請願趣旨の説明を受けて、それに関わる内容ということで担当課の下水道事業に係る説明をいただきました。 それらを精査して、次回、意見交換をした上で結論を得るようにしていきたいと思います。 そういう進め方でいいですね。 （「はい」の声あり） じゃ、次回の日程。
山岸委員	決まっていたのではないかな。 次回、11月4日です。農商工連携になっているけれど。 一緒にやるの。 （「並列でやってもらえればね」の声）

	これ一緒にやりますか。
我妻委員長	4日の9時半から課題の研究討議が入っていました。それに続けてやるようにしますか。 (「はい。そのほうがいい」の声あり) 午前、午後と分けないで。(「終わり次第」の声あり) 産業振興課から説明を受けて確認するというのが1点。それを一旦締めて、引き続き請願審査ということで日程はよろしいですか。 (「はい」の声あり) じゃ、11月4日、9時半から産業振興課との意見交換。その後に、請願審査というふうにしたいと思います。 では、以上でよろしいですかね。 副委員長、お願いします。
山岸副委員長	皆さん、大変ご苦勞様でした。 次回は、今言ったように11月4日でございます。この日は農商工連携の関係と請願に関係する、今回の請願に関しては11月4日で終了にしたいというふうに。ま、2回でということ、最初からの話だったんですね。 (「そうだね」の声あり) 今日、皆さんから説明を受けたので、その辺、難しい話ではないと思いますので、そういうふうに進めていきたいと思います。 今日はこれで終了いたします。大変ご苦勞様でした。
	閉会 15:19

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務、産業、建設常任委員会

委員長